

## 二級水系 鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会

令和5年3月15日(水)14:00～  
富山県魚津総合庁舎4階会議室

### 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 流域治水プロジェクトの概要等
4. 流域治水プロジェクト協議会規約改正(案)について
5. 流域治水プロジェクト更新(案)について
6. 意見交換等
7. 閉会

### 配布資料

- 資料－1 流域治水について
- 資料－2 流域治水プロジェクト協議会規約改正(案)
- 資料－3 鴨川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料－4 片貝川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料－5 黒瀬川水系流域治水プロジェクト更新(案)

# 鴨川・片貝川及び黒瀬川「流域治水プロジェクト」協議会

## 出席者名簿

(3月15日(水))

機 関 名	所 属	役 職	氏 名
魚津市	建設課		
黒部市	道路河川課		
富山県	新川農林振興センター		
〃	新川土木センター		
〃	新川土木センター		
〃	入善土木事務所		
〃	入善土木事務所		
〃	農村整備課		
〃	森林政策課		
〃	砂防課		
〃	港湾課		
〃	都市計画課		
〃	建築住宅課		
〃	河川課 (事務局)		
〃	〃		
〃	〃		
(国研)森林整備センター	富山水源林整備事務所		
中部森林管理局	富山森林管理署		
富山地方气象台			
NPO 法人富山県防災士会			
魚津市自治振興会連合会			
黒部市石田自治振興会			

(欠席)

# 河川行政に関する最近の話題

令和5年1月

国土交通省

水管理・国土保全局

# 本日の内容

1. 出水対応について(R4.8.3からの大雨、台風14号、台風15号)
2. 令和4年の大雨を踏まえた緊急治水対策プロジェクトについて
3. 令和4年度出水期における事前放流について
4. 流域治水について
5. 令和4年度2次補正予算について
6. 令和5年度当初予算について
7. 河川整備基本方針等の変更
8. 上水道の移管について

**【議題】流域治水をさらに推進するために**

## 4. 流域治水について

# 近年、毎年のように全国各地で水災害が頻発

【平成27年9月関東・東北豪雨】



【平成28年8月台風第10号】



【平成29年7月九州北部豪雨】



【平成30年7月豪雨】



【令和元年東日本台風】



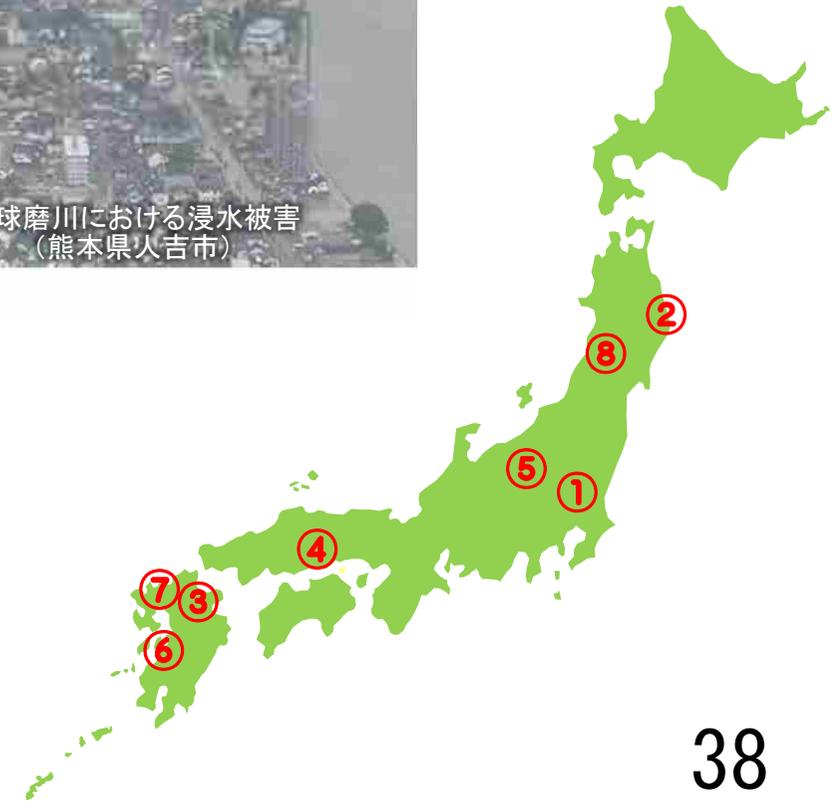
【令和2年7月豪雨】



【令和3年8月からの大雨】

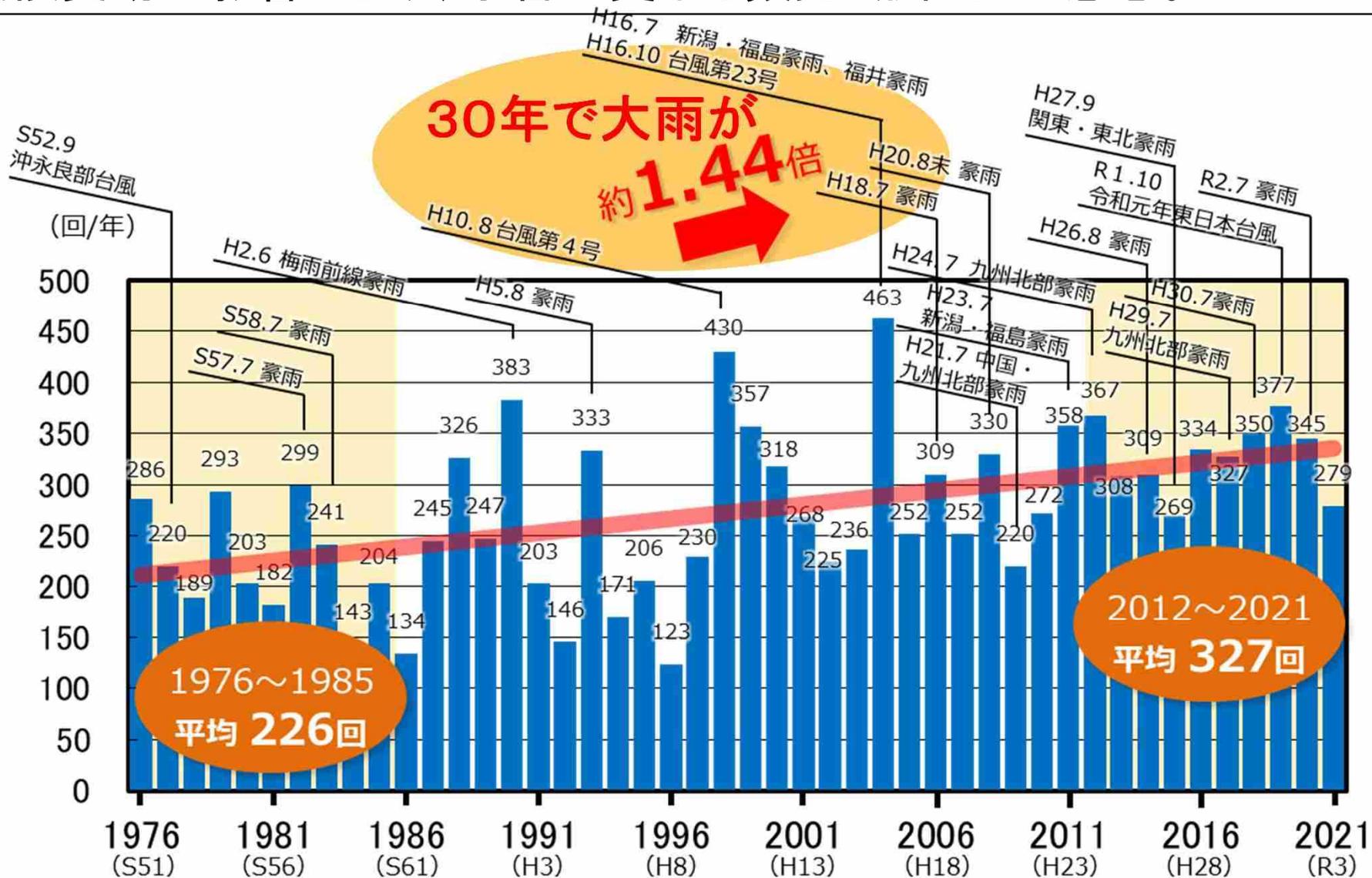


【令和4年8月からの大雨】



# 近年、雨の降り方が大きく変化(50mm)

- 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加。
- 気候変動の影響により、水害の更なる頻発・激甚化が懸念。



\*気象庁資料より作成

1時間降水量50mm以上の年間発生回数（アメダス1,300地点あたり）

# 気候変動を踏まえた計画へ見直し

治水計画を、「過去の降雨実績に基づく計画」から  
「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し

## これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、  
これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

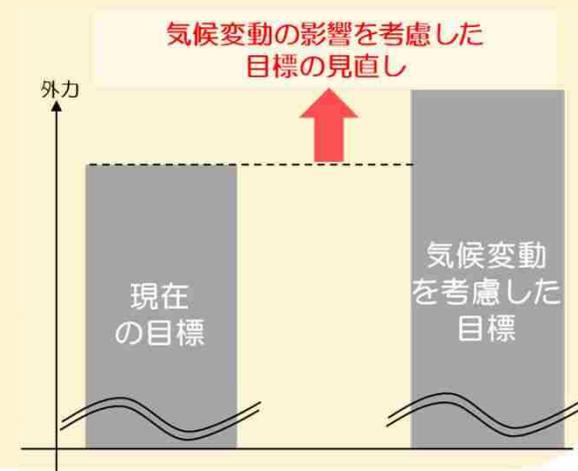
しかし、  
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると  
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

## 今後は

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C上昇相当	約1.1倍	約1.2倍	約2倍

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)



# あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」に転換

○ 河川の流域のあらゆる関係者が協働し、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
  - ② 被害対象を減少させるための対策
  - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- をハード・ソフト一体で多層的に進める。

## ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

**雨水貯留機能の拡大** 集水域  
 [県・市、企業、住民]  
 雨水貯留浸透施設の整備、  
 ため池等の治水利用

## 流水の貯留 河川区域

[国・県・市・利水者]  
 治水ダムの建設・再生、  
 利水ダム等において貯留水を  
 事前に放流し洪水調節に活用  
 [国・県・市]  
 土地利用と一体となった遊水  
 機能の向上

## 持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]  
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、  
 雨水排水施設等の整備

## 氾濫水を減らす

[国・県]  
 「粘り強い堤防」を目指した  
 堤防強化等

## ② 被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導／**  
**住まい方の工夫**  
 [県・市、企業、住民]  
 土地利用規制、誘導、移転促進、  
 不動産取引時の水害リスク情報提供、  
 金融による誘導の検討

**浸水範囲を減らす**  
 [国・県・市]  
 二線堤の整備、  
 自然堤防の保全

**氾濫域**



## ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**土地のリスク情報の充実** 氾濫域  
 [国・県]  
 水害リスク情報の空白地帯解消、  
 多段型水害リスク情報を発信

## 避難体制を強化する

[国・県・市]  
 長期予測の技術開発、  
 リアルタイム浸水・決壊把握

## 経済被害の最小化

[企業、住民]  
 工場や建築物の浸水対策、  
 BCPの策定

## 住まい方の工夫

[企業、住民]  
 不動産取引時の水害リスク情報  
 提供、金融商品を通じた浸水対  
 策の促進

## 被災自治体の支援体制充実

[国・企業]  
 官民連携によるTEC-FORCEの  
 体制強化

## 氾濫水を早く排除する

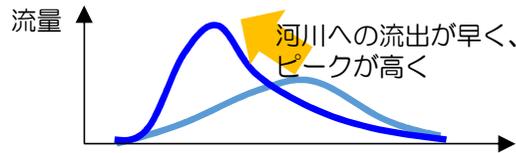
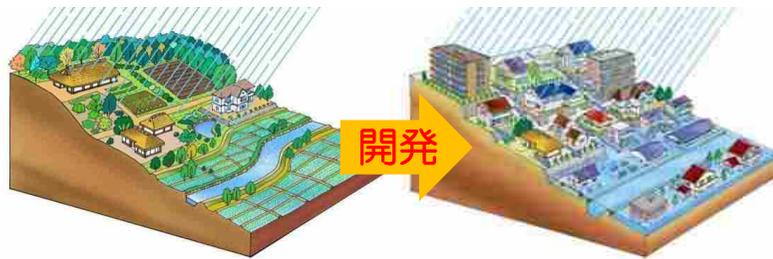
[国・県・市等]  
 排水門等の整備、排水強化

# 総合治水から流域治水：都市化の対応から気候変動適応へ

都市化の進展した河川で、都市化の影響を相殺(キャンセル)する対策に主眼をおいた総合治水から、気候変動に対応するため全国の河川で、流域全体のあらゆる主体で、ハード・ソフト対策を総合的、多層的に実施する流域治水へ。

## これまで：従来の総合治水 【都市部の河川】

高度成長、急速な都市化・開発  
⇒雨水の河川への流出が増大

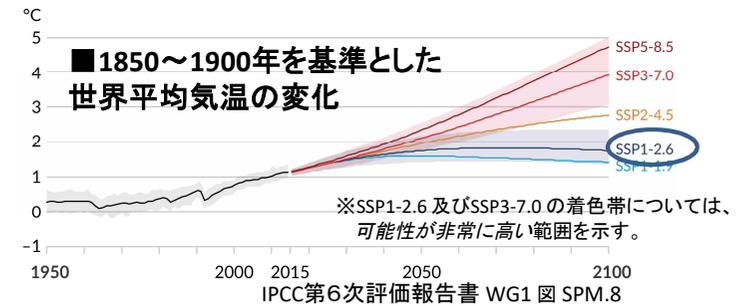


市街化の影響による流出増大を相殺するための調整池などを整備

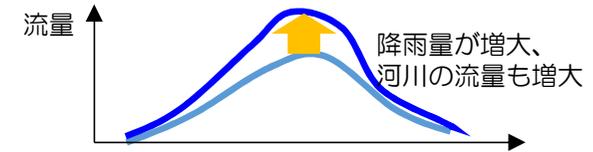


## これから：流域治水 【全国の河川】

地球温暖化、気候変動、降雨量の増加  
⇒洪水の規模・発生頻度が増大



都市部から  
全体へ



あらゆる  
主体・手段へ

さらに、  
まちづくりや住まい方の工夫、  
利水ダムや田んぼの活用など  
を含めて、  
あらゆる関係者・手段による  
対策を実施

# 水災害リスクを踏まえた、被害を受けにくいまちづくり・住まいづくり

水災害リスクを踏まえた安全なまちづくり・住まいづくりを推進する取組により、水災害により被害を受ける対象を減少させる。

## ▶ 水災害の危険性の高い地域を示す

○従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を整備し、水災害の危険性を見える化

## 水災害の危険性の高い地域では...

### ▶ 居住を避ける

- ・ 開発を抑制(自己居住用住宅以外、原則禁止)
- ・ 高齢者福祉施設の新設を抑制(補助しない)
- ・ 居住を誘導する都市計画上の区域から原則除外

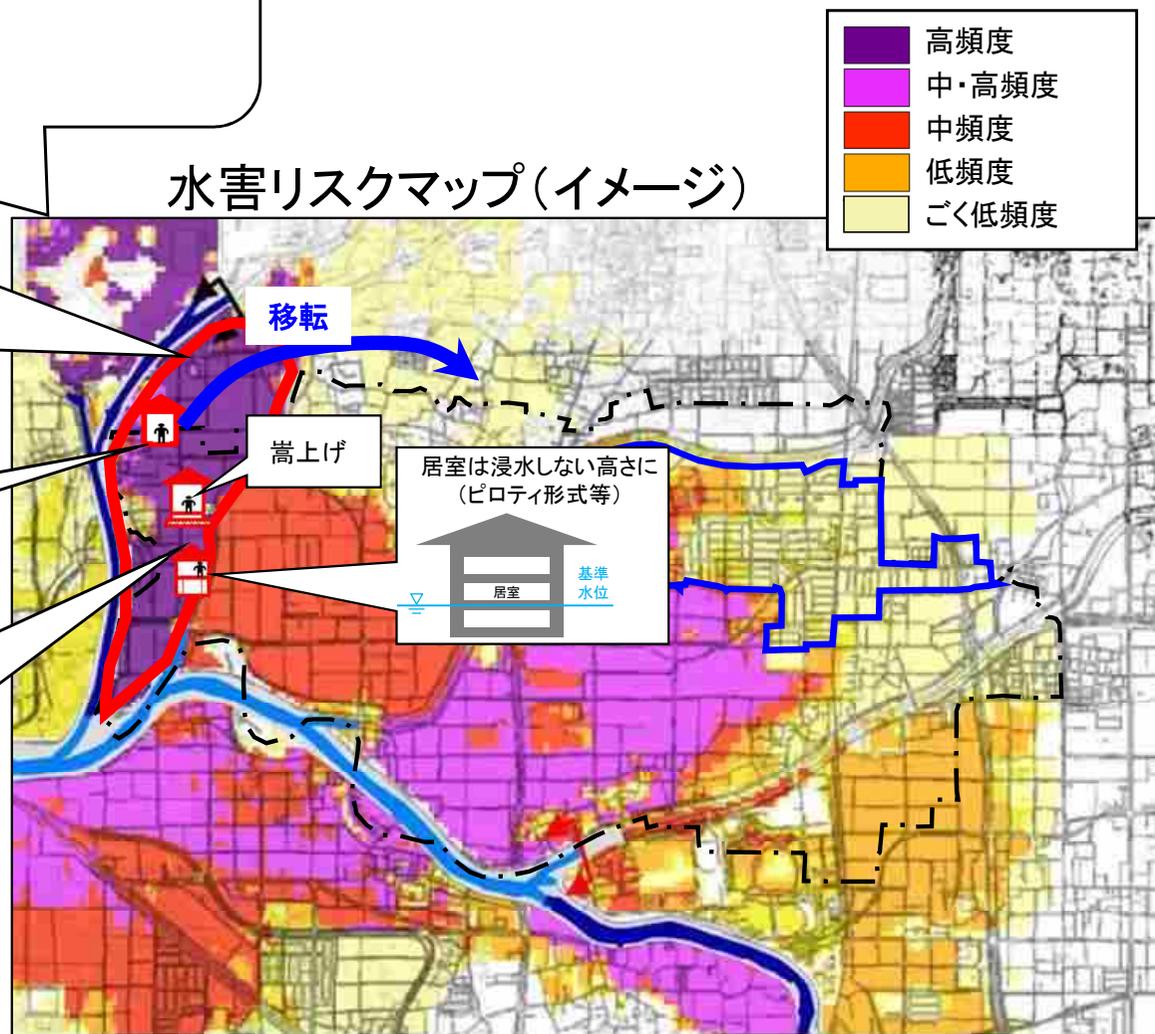
### ▶ 移転を促す

- ・ 居住者がまとまって安全な土地へ集団で移転するのを支援
- ・ 個別住宅を対象とした移転を支援

### ▶ 居住する場合にも命を守る

- ・ 住宅・要配慮者利用施設の新設を抑制(事前許可制)
- ・ 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援

水害リスクマップ(イメージ)



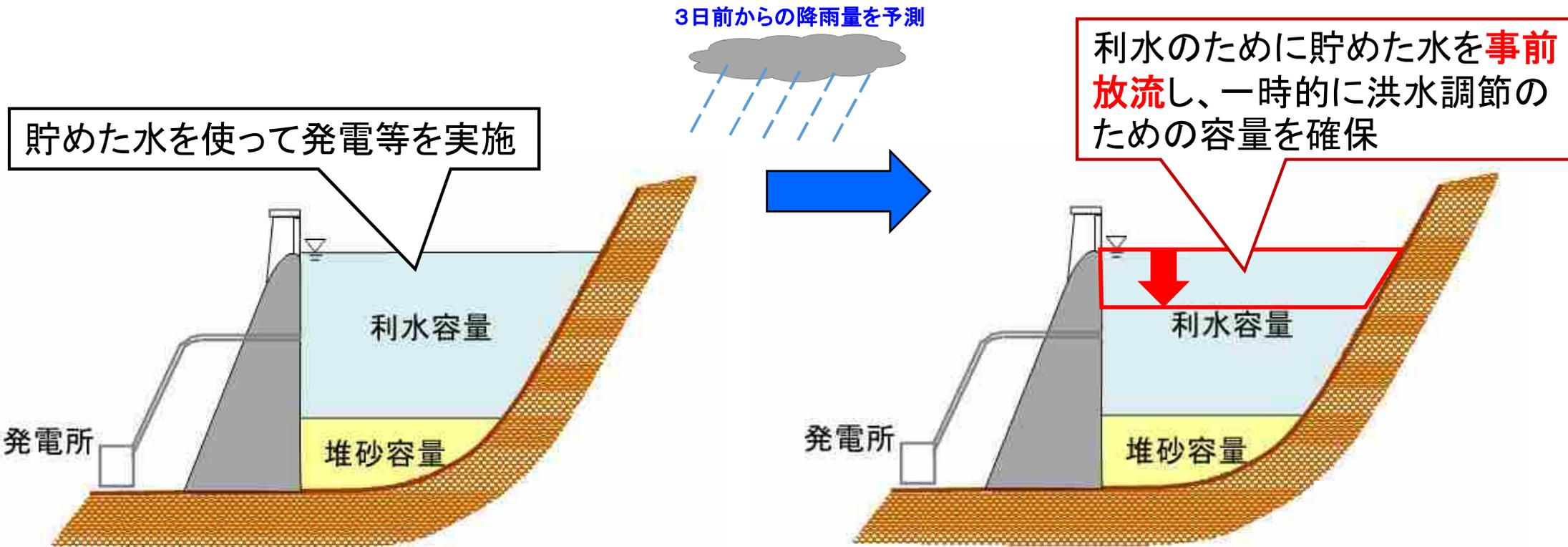
# 利水者の協力のもと、既存ダムの有効活用をさらに推進

- ダムは、治水を目的に含む国交省所管のダムのほか、電力や農業用水など専ら利水を目的とするダム(利水ダム)がある。
- 利水ダムについても、気象庁の降雨予測を活用し、発電や水道などの利水者の協力のもと、利水のために貯めた水を事前放流し、一時的に治水調節のための容量を確保し、洪水被害を防止・軽減。

## 利水ダムの事前放流(イメージ)

平常時

洪水時



全国約900の利水ダムで、事前放流を行う体制を確保

# 沿川地域の理解のもと、保水・遊水機能を確保

沿川の保水・遊水機能を確保することで、洪水を貯留し、氾濫による被害を減少させる。

保水・遊水機能を有し、河川の洪水を一時的に貯留したり、河川への流出を抑制する効果のある土地の区域を指定し、盛土等の開発を抑制

## 保水・遊水機能を有する土地(イメージ)

平常時

洪水時



※霞堤: 堤防のある区間に開口部を設け、上流側の堤防と下流側の堤防が二重になるようにした不連続な堤防。洪水時には開口部から水が逆流して背後に溜まり、下流に流れる洪水の流量を減少させ、洪水が終わると、溜まった水を排水します。

沿川地域の理解のもと、氾濫域も含めた洪水の被害軽減対策

# 沿川地域の理解のもと、保水・遊水機能を確保

従来から都市部で推進してきた雨水貯留浸透施設の整備を全国で進めるとともに、「田んぼダム」など、さらに多様な流域の関係者と連携した雨水を貯める取組を推進し、洪水の被害を軽減。

## 雨水貯留浸透施設整備 (従来から都市部で推進)



## 「田んぼダム」等も含めて、多様な関係者で流域 で雨水を貯める取組を推進



水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置する等して、雨水貯留能力を人為的に高める



## 鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会

## 規 約

## 【改正（案）】

## （設置）

第1条 「鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （目的）

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、鴨川・片貝川及び黒瀬川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水プロジェクト」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## （協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

## （協議会の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

## （協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

## （事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、富山県土木部河川課が行う。

## （雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## （附則）

第9条 本規約は、令和3年8月4日から施行する。

改 正 令 和 5 年 月 日

別表 1

構 成 員	備 考
魚津市 産業建設部 建設課長	
黒部市 都市建設部 道路河川課長	
富山県新川農林振興センター 管理検査課長	
富山県新川土木センター 次長	
富山県新川土木センター入善土木事務所 所長代理	
富山県 農林水産部 農村整備課 主幹	
富山県 農林水産部 森林政策課 主幹	
富山県 土木部 砂防課 主幹	
富山県 土木部 港湾課 主幹	
富山県 土木部 都市計画課 主幹	
富山県 土木部 建築住宅課 主幹	
富山県 土木部 河川課 主幹	事務局
富山森林管理署 署長	
森林整備センター富山水源林整備事務所 所長	
NPO法人富山県防災士会	オブザーバー
富山地方気象台 防災管理官	オブザーバー
魚津市自治振興会連合会 会長	オブザーバー
黒部市自治振興会連絡協議会 会長	オブザーバー